

別記様式（第5条関係）

地域貢献計画書

2022年6月2日

上尾市長 島山 稔 様

主たる事務所の所在地 上尾市宮本町3-2

名 称

A-GEO・タウン管理組合

代表者職氏名（理事長）(株)ヤオヒロ（今井淳一）

電話番号

048-779-2175



次のとおり地域貢献計画書を作成したので、上尾市商業の振興に関する基本条例第8条

~~第1項~~ の規定により提出します。  
~~第2項~~

大規模小売店舗等の責務	左欄の責務に係る地域貢献計画の内容
1 地域社会の活性化対策 〔 <ul style="list-style-type: none"><li>・市及び自治会が進めるまちづくりへの協力</li><li>・市及び商店会が実施する各種イベントへの参加と協力</li><li>・地元商店会及び商工会議所等への協力</li></ul> 〕	<ul style="list-style-type: none"><li>・上尾夏まつりへの参加、協力</li><li>・あげお花火大会・イルミネーションへの協力</li><li>・地元商店会及び商工会議所への加入奨励</li></ul>
2 地域における雇用対策 〔 <ul style="list-style-type: none"><li>・安定的な雇用の確保</li><li>・地元雇用の促進</li></ul> 〕	<ul style="list-style-type: none"><li>・入居テナントの従業員、パート、アルバイト等の地元雇用を推進</li><li>・管理業務におけるパート、アルバイト等の地元雇用を推進</li></ul>
3 ごみの減量その他の環境対策 〔 <ul style="list-style-type: none"><li>・環境美化対策の実施</li><li>・リサイクル対策の実施</li><li>・省エネルギー対策の実施</li></ul> 〕	<ul style="list-style-type: none"><li>・敷地内を巡回し、放置自転車を駐輪施設に誘導</li><li>・テナントにおけるリサイクル回収ボックスの設置</li><li>・テナントのレジ袋削減を推進し、使用量を低減</li><li>・住宅、テナントにおけるごみ分別の徹底を推進（ごみの減容化、リサイクル）</li><li>・省エネビルとして、外壁の断熱、空調・機械換気、照明等における省エネ基準の遵守</li><li>・埼玉県「福祉のまち」条例の遵守</li></ul>

4 防犯対策 〔・実効性のある万引き防止対策その他の防犯対策の実施〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロムナード、エレベーター、駐車場、駐輪場等に防犯カメラを設置</li> <li>・管理会社、警備会社による定期巡回</li> </ul>
5 青少年の非行防止対策 〔・営業時間外における非行防止対策の実施 ・深夜営業時における防犯対策及び非行防止対策の実施〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業時間外の警備員による巡回警備</li> <li>・プロムナード、エレベーター、駐車場、駐輪場等に防犯カメラを設置</li> <li>・公共トイレは夜間、早朝の施錠を実施</li> </ul>
6 防災対策 〔・地域において自主防災組織が行う活動への参加と協力 ・災害時における避難場所としての提供 ・災害時における優先的物資の提供〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災時等は非常放送実施により居住者、通行者の安全を確保</li> <li>・消防訓練の実施</li> <li>・防災訓練の実施</li> <li>・防災用品の備蓄</li> <li>・災害時に3階集会室を避難場所として提供(上尾市と協定書締結)</li> </ul>
7 大規模小売店舗等の閉鎖又は大規模小売店舗等における核テナントの撤退によって地域経済及び周辺環境が受け影響を少なくするために講ずる事項 〔・閉鎖又は撤退に係る情報の早期での提供 ・後継店の確保 ・従業員の雇用の確保 ・店舗閉鎖に伴う環境悪化の防止〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉鎖または撤去に係る情報の早期提供</li> <li>・後継店の確保</li> </ul>
8 その他の地域貢献事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1階プロムナードにAEDを設置</li> <li>・地域貢献型自動販売機の導入</li> <li>・子育て支援対策として、1・2階トイレ側に授乳室を設置し、ベビーシートを提供</li> <li>・車椅子対応の多目的トイレ、エレベーター、障害者用駐車場の設置</li> <li>・高齢者対策として、プロムナード、エレベーターホール等の共用部分に手すりを設置</li> </ul>